

FLIP ROSE 3D サブスクリプションライセンス アカデミックディスカウント版 一般取引条件

この一般取引条件（以下、「本条件」）は、FLIP ROSE® 3D（以下、「FLIP 3D」）サブスクリプションライセンス アカデミックディスカウント版エンドユーザー使用許諾契約書（以下、「使用許諾契約書」）にて定める製品（以下、「本製品」）の購入を申し込むお客様に適用されます。お客様は、本製品の購入を申し込む前に、あらかじめ本条件および本製品の使用許諾契約書をよく読み、理解する必要があります。

第1条（購入申込）

1. お客様は、一般社団法人 FLIP コンソーシアム（以下、「FLIP コンソーシアム」）のウェブサイト（<https://www.flip.or.jp>）内に掲載の「FLIP ROSE 3D サブスクリプションライセンス購入申込フォーム」（以下、「購入申込フォーム」）より本製品の購入を申し込むこととします。なお、本製品の購入を申し込むことができるお客様は、使用許諾契約書第1条第5項において本製品を使用できる者として FLIP コンソーシアムが指定する法人、団体、個人とし、本製品の購入申込は、当該法人、団体に所属する無期雇用の正規職員（以下、「申込者」）が行うものとします。
2. お客様は本製品の購入申込フォームにおいて、次の日付を指定することとします。
 - (1) お客様が本製品の購入申込フォームを送信した日の翌日より起算して FLIP コンソーシアムの3営業日（以下、FLIP コンソーシアムの営業日を「営業日」）以降の日付で、本製品にかかる料金の支払いに関するクレジットカード決済予定日、または、銀行振込もしくは電子送金（以下、「銀行振込等」）予定日
 - (2) 日本国内の取引（以下、「国内取引」）においてのみ、本製品の納品希望日（以下、「お届け希望日」）として、本項（1）で指定した日の翌日より起算して5営業日以降の日付、または、本条件第2条（10）の場合は、購入申込フォームを送信した日の翌日より起算して5営業日以降の日付
3. FLIP コンソーシアムは、購入申込フォームを受領した日の翌日より起算して2営業日以内に、購入申込フォームに記載されたお客様のメールアドレス（以下、「お客様のメールアドレス」）宛にお客様からの本製品の購入申込を承諾した旨の電子メールを送信するものとします。なお、FLIP コンソーシアムは、お客様が指定した前項（2）の日付について対応が難しいと判断した場合、お客様へ日付の変更を求めることがあります。
4. お客様は、本製品の購入申込フォームにおいて、本製品の言語を日本語または英語から選択するものとし、本製品の購入後に言語を変更することはできません。
5. お客様は、お客様が使用する目的以外のために本製品を購入することはできません。また、本条件第2条第11項の場合を除き、お客様以外の第三者が、お客様の代わりに本製品の購入に関する手続きの全部または一部を行うことはできません。
6. お客様は、本製品に関する使用方法などの技術的な質問に対する回答サービス（以下、「アンサーサービス」）が本製品に含まれないことを同意の上、本製品の購入を申し込むこととします。なお、お客様は、別途アンサーサービスチケット利用規約に定めるチケットを購入することにより、本製品に関するアンサーサービスを利用することができます。
7. お客様は、本製品の購入を申し込む際に、原本が日本語もしくは英語で発行された申込者の教職員証、在籍証明書の写し等、FLIP コンソーシアムが定める証明書を提出しなければなりません。なお、万が一、お客様から提出

された申込者の証明書の内容において、本製品の購入資格を確認できない場合は、FLIP コンソーシアムは、申込者の所属機関に在籍確認を行うこと、または、申込者の変更を依頼することがあります。

第2条 (料金、送料、支払い)

1. 本製品の使用許諾料金、送料、その他の料金（以下、「本製品に関する料金」）は、FLIP コンソーシアムのウェブサイトおよび FLIP コンソーシアムが発行する見積書または請求書にて定めるものとします。
2. 国内取引においては、本条件第3条第3項、第5条第3項または第6条第4項の場合を除き、本製品に関する料金のうち、送料は、FLIP コンソーシアムが負担します。
3. 日本国外の取引（以下、「国外取引」）においては、本条件第6条第3項の場合を除き、本製品に関する料金のうち、送料は、別に定める発送手数料表に基づき、お客様が負担するものとします。
4. お客様は、本製品に関する料金の支払い方法として、クレジットカード決済または銀行振込等のいずれかを選択することとします。
5. 前項においてクレジットカード決済を選択するお客様は、以下について同意することとします。
 - (1) FLIP コンソーシアムは、本製品に関する料金のクレジットカード決済に必要な業務を決済代行業者に委託します。
 - (2) 支払いに関する事項については、お客様は、お客様とクレジットカード会社との間の約定に従うものとします。
 - (3) 本製品に関する料金のクレジットカード決済方法は、一括払いのみとします。
6. 本製品に関する料金の支払い方法として、クレジットカード決済を選択したお客様は、お客様のメールアドレス宛てに FLIP コンソーシアムが送信する電子メールに記載の決済期限日までに、同電子メールにおいて通知する URL へアクセスの上、クレジットカード決済の手続きを行うこととします。
7. 本製品に関する料金の支払い方法として、銀行振込等を選択したお客様は、FLIP コンソーシアムが発行する請求書に記載の支払期限日までに銀行振込等により支払うこととします。なお、銀行振込等にかかる手数料は、全てお客様の負担とします。
8. 本条第6項の決済期限日または第7項の支払期限日までにお客様からのクレジットカード決済または銀行振込等による支払いを確認できない場合、FLIP コンソーシアムからの連絡を受けて、お客様はクレジットカード決済予定日または銀行振込等予定日、および国内取引においてはお届け希望日を再度指定することとします。なお、お客様が再度指定したクレジットカード決済予定日または銀行振込等予定日までに、お客様からの本製品に関する料金のクレジットカード決済または銀行振込等による支払いを確認できない場合、FLIP コンソーシアムはお客様の購入申込をキャンセルすることがあります。
9. 国外取引における FLIP コンソーシアムのウェブサイト、または、FLIP コンソーシアムが発行する見積書もしくは請求書に記載の本製品に関する料金は、税金、輸入税、源泉所得税、付加価値税およびその他追加でかかる費用（以下、「その他国外取引費用」）を全て除きます。お客様は、本製品の到着地税関および関連機関の判断により、本製品の購入に関して、その他国外取引費用が発生する可能性があることに加えて、FLIP コンソーシアムでは、その他国外費用について事前に確認または判断できないことを承諾するものとします。なお、その他国外取引費用は、全てお客様の負担とします。
10. 国内取引かつ本製品に関する料金の支払い方法として銀行振込を選択するお客様の場合に限り、月割り計算にて、本製品に関する料金のうち使用許諾料金を事業年度毎に分割して支払うことができるものとします。なお、本製品の使用許諾料金の分割方法は、お客様に本製品が納品される月から起算して12カ月間に対して、支払いの回数は2回までとします。

11. 本条件第 1 条第 5 項に定めるとおり、お客様以外の第三者が、本製品に関する料金の支払い手続きの全部または一部を行うことはできません。ただし、FLIP コンソーシアムが認める場合に限り、FLIP コンソーシアムとお客様およびお客様以外の第三者との間で、別途、覚書を締結することで、本製品に関する料金の支払い手続きの全部または一部をお客様以外の第三者が行うことができるものとします。
12. お客様が公費で本製品を購入する際に、国内取引かつ本製品に関する料金の支払い方法として銀行振込を選択する場合に限り、原則として、本製品がお客様に納品された日の次月末日までに使用許諾料金を FLIP コンソーシアムに支払うことができるものとします。

第 3 条 （キャンセル、返品）

1. お客様が、本製品の購入のキャンセルを希望する場合は、速やかに電子メールまたは文書にて FLIP コンソーシアムにその旨を申し出て FLIP コンソーシアムの承諾を得ることとします。なお、FLIP コンソーシアムがお客様のキャンセルを承諾する場合においても、お客様からの本製品の購入申込みおよびキャンセルに関して発生した費用がある場合は、お客様は、その費用を FLIP コンソーシアムに支払うことに同意するものとします。
2. 本条第 3 項の場合を除き、お客様が本製品に関する料金の全部または一部をクレジットカード決済後、または、銀行振込等を行った後は、本製品の購入をキャンセルまたは本製品を返品することはできません。
3. 前項に関わらず、個人のお客様については、本製品のプロテクト用 USB 型 Dongle キー（以下、「プロテクトキー」）および本製品をダウンロードするためのウェブサイト（以下、「ダウンロードサイト」）へのログイン ID およびパスワードを記載した通知書（以下、「ID・パスワード通知書」）のパッケージを開封前に限り、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書（以下、「プロテクトキー等」）がお客様に納品された日（以下、「納品日」）より 14 日以内に電子メールまたは文書にて FLIP コンソーシアムに本製品の返品を申し出ることができます。その際、お客様は、返品を申し出た日より 14 日以内に FLIP コンソーシアムにプロテクトキー等を返品することとし、プロテクトキー等の返品にかかる送料、紛失・損傷のリスクはお客様が負うこととします。FLIP コンソーシアムは、お客様から返品されたプロテクトキー等を確認後、お客様が本製品の購入時に選択した支払い方法に応じて、クレジットカード決済の場合はクレジットカード会社経由にて返金、また、銀行振込等の場合はお客様の指定する銀行口座へ返金することとし、返金額は、お客様が既に支払った本製品の使用許諾料金からプロテクトキー本体代、および銀行振込等の場合は銀行振込等にかかる手数料をも差し引いた金額とします。なお、お客様から返品されたプロテクトキー等が、故意もしくは過失に関わらず開封されていると認められる場合、または全ての同梱物が返品されない場合、FLIP コンソーシアムは、お客様からの返品をお断りする場合があります。その際、お客様への返金は一切行いません。

第 4 条 （発送、提供方法）

1. FLIP コンソーシアムは、本条件第 2 条第 12 項の場合を除き、FLIP コンソーシアムが発行する請求書に記載の本製品に関する料金について、①お客様の行ったクレジットカード決済がクレジットカード会社により承認されたことを FLIP コンソーシアムが確認した後、または、②お客様からの銀行振込等による支払いを FLIP コンソーシアムが確認した後、国内取引においては、第 1 条第 2 項（2）もしくは第 2 条第 8 項においてお客様が指定するお届け希望日に合わせてすみやかに、また、国外取引においては①または②を確認した日の翌営業日より起算して 5 営業日以内に、FLIP コンソーシアムの通常の梱包方法および発送方法にて、購入申込フォームに記載されたお客様の住所宛にプロテクトキー等を発送します。

2. 国外取引においては、FLIP コンソーシアムは、プロテクトキー等を最新のインコタームズに基づき CPT にてお客様に引き渡します。料金、紛失および損傷のリスク、所有権については、本条件第 2 条および第 5 条を参照するものとします。
3. お客様は、交通事情、天候、もしくは、到着地税関および関連機関の判断など、FLIP コンソーシアムが制御できない理由により、国内取引においては本製品のお届け希望日、または、国外取引においては FLIP コンソーシアムが本製品の発送時にお客様に連絡するお届け予定日までにプロテクトキー等が納品されない場合があることに同意するものとします。
4. お客様がプロテクトキー等の受け取りを拒否したり、怠ったり、または、お客様が必要な指示を怠ったことにより FLIP コンソーシアムがプロテクトキー等を納品できない場合、(i)プロテクトキー等はお客様に引き渡されたものとみなされ、(ii) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの判断で、プロテクトキー等を保管することができます。なお、その際、お客様の不履行により生じた全ての費用は、お客様の負担とします。
5. プロテクトキー等を除く本製品は、お客様がダウンロードサイトよりダウンロードする形式で提供されます。
6. ダウンロードサイトへのログイン ID およびパスワードの有効期間は、お客様のログイン ID・パスワード通知書に記載の発行日より 6 か月（以下、「ダウンロード有効期間」）とします。
7. 本条件第 2 条第 12 項の場合、FLIP コンソーシアムは、第 1 条第 2 項（2）においてお客様が指定するお届け希望日に合わせて、FLIP コンソーシアムの通常の梱包方法および発送方法にて、購入申込フォームに記載されたお客様の住所宛にプロテクトキー等を発送します。

第 5 条 （プロテクトキー等の紛失および損傷のリスク、所有権）

1. プロテクトキー等の紛失および損傷に関するリスクは、FLIP コンソーシアムが FLIP コンソーシアムの事務所において、プロテクトキー等を運送業者に引き渡した時点で、お客様に移転します。
2. プロテクトキー等の所有権は、プロテクトキー等がお客様に納品された時点で、お客様に移転します。
3. 本条第 1 項に関わらず、輸送中のトラブルにより、お客様にプロテクトキー等が納品できなかった場合、その原因および状況が明らかであり、かつ FLIP コンソーシアムが認める場合に限り、有償にてプロテクトキー等を再発行することがあります。その際の再発行にかかる送料は、お客様負担とします。

第 6 条 （検品、初期不良交換）

1. FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの事務所において、発送前にプロテクトキーを検品し、また、ID・パスワード通知書の確認およびダウンロードサイトへのログインテストを行います。
2. お客様が本製品の使用を開始した際に本製品に何らかの不具合が見つかった場合、または、お客様に納品された ID・パスワード通知書の内容に何らかの不具合が見つかった場合、お客様は、プロテクトキー等がお客様に納品された日より 30 日以内（以下、「初期不良交換期間」）に電子メールまたは文書にて FLIP コンソーシアムに連絡するものとし、同期間に連絡しなかった場合は、お客様は本製品および ID・パスワード通知書の内容に不具合がないこと、また、使用許諾契約書の内容に適合したと同意したものとみなします。
3. 前項において、プロテクトキーの不具合が原因で本製品が正常に動作しない場合、FLIP コンソーシアムは不具合のあるプロテクトキー現品と交換の上、無償で同等のプロテクトキーの再発行を行います。ただし、お客様が初期不良交換期間内に電子メールまたは文書にて FLIP コンソーシアムに連絡した日より 14 日以内に不具合のあるプロテクトキーを FLIP コンソーシアムの指示に基づき返品した場合、かつ FLIP コンソーシアムにおいて、お客様より返品さ

れたプロテクトキーに不具合が認められた場合に限るものとします。その際の交換にかかる送料は FLIP コンソーシアムが負担することとします。

4. 前項において、プロテクトキーの不具合が外観上の損傷など本製品の動作に支障のない場合、または、プロテクトキーの不具合の原因がお客様の故意または過失に基づくものであると認められる場合は、プロテクトキーの再発行は行いません。また、プロテクトキーの返品にかかる送料は、全てお客様が負担することとします。

第7条（不可抗力）

天災地変、政府の命令もしくは抑止、戦争もしくは戦争状態、労働争議もしくはストライキ（FLIP コンソーシアムの従業員が関与しているか否かを問わない）、機械の故障、火災、事故、もしくは FLIP コンソーシアムが制御できないその他の事由が発生した場合は、FLIP コンソーシアムはそれにより、直接的または間接的に起因するプロテクトキー等の発送不能もしくは納品遅延、または本条件もしくは使用許諾契約書の履行の遅延に関して、責任を負いません。その場合、お客様は FLIP コンソーシアムより申し出があった場合は、本条件に基づく契約または使用許諾契約の解除もしくは一時中止に応じるものとします。

第8条（免責）

1. FLIP コンソーシアムは、本条件の履行にあたり適切な注意および技術を尽くすことを約諾するものとし、本条件および使用許諾契約書に定める内容に反するものであるかに関わらず、かかる注意および技術を尽くしていない場合に限り責任を引き受けず。
2. FLIP コンソーシアムによる本条件への違反または FLIP コンソーシアムが適切な注意および技術を尽くさなかったことにより生じた損失、損害もしくは費用（その性質および発生態様の如何を問いません）の請求に関する FLIP コンソーシアムの責任範囲は、いかなる場合であっても、本条件に基づきお客様が支払った本製品に関する料金相当額を超えないものとし、FLIP コンソーシアムは、逸失利益、将来の営業損失、生産の損失またはお客様が締結した契約の解除・取消を含め、間接的、特殊的、付随的または結果的損害に係る請求について責任を負わないものとします。

第9条（個人情報の取扱い）

1. FLIP コンソーシアムは、お客様の氏名、住所、電話番号、その他個人を識別することができる情報（以下、「お客様の個人情報等」）について、FLIP コンソーシアムのウェブサイト内に規定するプライバシーポリシーに従い、十分な注意を払って取り扱うものとします。
2. 本製品の支払い方法としてクレジットカード決済を選択したお客様は、お客様が利用したクレジットカード会社からの要請により、決済代行業者を通じて、お客様の個人情報等の開示要請があり、かつ開示が必要であると FLIP コンソーシアムが判断した場合、お客様の個人情報等をクレジットカード会社に提供する場合があることに同意するものとします。なお、本製品の購入に際してお客様が使用したクレジットカードの番号、有効期限、セキュリティコード、その他の一切のクレジットカードに関する情報は、直接決済代行業者に送信され、FLIP コンソーシアムがお客様のクレジットカードに関する情報を入手または保有することは一切ありません。

第10条（標準時）

本条件に関してお客様と FLIP コンソーシアムとの間で用いる日付および時刻は、日本標準時とします。

第 1 1 条 （貿易条件）

本条件に規定される全ての貿易条件は、国際商業会議所の最新のインコタームズにより解釈されます。

第 1 2 条 （準拠法および管轄裁判所）

1. 本条件は、効力、解釈および履行を含むすべての事項について、法の抵触に関する原則の適用および国際物品売買契約に関する国際連合条約にかかわらず、日本国の法律を準拠法とします。
2. 本条件に関する紛争の解決については、日本国の京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第 1 3 条 （本条件の変更）

1. FLIP コンソーシアムは、本条件について状況の変化その他相当の理由があると認められる場合、本条件を変更することができます。FLIP コンソーシアムが本条件を変更しようとするときは、お客様に対し当該変更内容を電子メールもしくは書面により通知し、またはインターネットその他相当な方法で公表します。
2. 前項の変更は、通知又は公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

附則

本条件の制定施行 2024 年 3 月 15 日